

## (仮称) 第 3 期県立高校将来構想 答申中間案に関する 地区別意見聴取会について

### 1 目 的

「(仮称) 第 3 期県立高校将来構想」の策定に当たり、各地域における学校関係者、教育に関する団体、企業等から意見を聞き、当該構想策定の参考とするため、「(仮称) 第 3 期県立高校将来構想答申中間案に関する地区別意見聴取会」(以下「意見聴取会」という。)を開催する。

### 2 主 催

宮城県教育委員会

### 3 開催期日及び開催場所

以下のとおり県内 7 地区において開催する。

開催期日		地区	会場
平成 30 年 6 月 23 日 (土)	10:00~12:00	南 部	県大河原合同庁舎 大会議室
	14:00~16:00	中 部	県行政庁舎 第二入札室
平成 30 年 6 月 30 日 (土)	13:00~15:00	気仙沼・本吉	県気仙沼合同庁舎 大会議室
平成 30 年 7 月 7 日 (土)	10:00~12:00	大 崎	県大崎合同庁舎 大会議室
	14:00~16:00	栗 原	県栗原合同庁舎 第一会議室
平成 30 年 7 月 8 日 (日)	10:00~12:00	石 巻	県石巻合同庁舎 大会議室
	14:00~16:00	登 米	県登米合同庁舎 大会議室

### 4 出席者

- (1) 意見発表者 (各地区 5 人程度)
- (2) 教育次長, 教育企画室長, 義務教育課長, 高校教育課長,  
特別支援教育課長, 施設整備課長, 開催地区の教育事務所長
- (3) 県立高等学校将来構想審議会委員 ※オブザーバー

### 5 開催内容等

- (1) 意見聴取会の構成
  - イ 意見聴取会は会議形式とし公開で行う。
  - ロ 事務局から (仮称) 第 3 期県立高校将来構想答申中間案等について説明後, 意見発表者は 1 人 15 分程度で, 当該中間案等に対する意見等を発表する。
  - ハ 意見発表後, 意見交換を行う。

(2) 意見発表者

意見発表者は各地区5人程度とし、学校関係者、家庭（保護者）、地域・NPO団体及び企業の代表者等から候補者を選定し（各教育事務所及び仙台市教育委員会からの推薦者を含む）、地区ごとのバランス等を勘案の上、教育長が決定する。

(3) 傍聴者

当日は先着順で、あらかじめ会場の規模に応じて定めた定員まで受け付ける。

**6 周知広報**

教育企画室のホームページや「県からのお知らせ」（新聞・ラジオ）など県広報媒体のほか、記者発表資料の投げ込み等により、意見聴取会の周知広報を行う。